

その他の事業の取扱いについて（その 2）

その他の事業の取扱い（その 2）について、次のとおり提出する。

平成 1 6 年 3 月 1 1 日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会 長 芦 刈 幸 雄

その他の事業の取扱いについて（その 2）

（コミュニティ施策の取扱い）

自治公民館補助事業については、新市に引き継ぐ。ただし、建設補助及び運営補助の内容については、合併時に統一する。

新市においては、NPO・ボランティア等の市民グループの参加がまちづくりに関して欠くことのできないものである。したがって、NPO・ボランティア等の市民グループの設立・育成を支援するとともに、パートナーシップを構築し、協働のまちづくりを進める。

平成 1 6 年 3 月 2 5 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会